

階層 区分	世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付受給世帯		0円	0円	
B	A階層に属する世帯を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯		2,600円	260円	
C	A階級を除き当該当年度分の市町村民税均等割の額のための課税世帯		5,400円	540円	
D	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	D1	所得割の年額15,000円以下	7,900円	790円
		D2	15,001円以上21,000円以下の額	10,800円	1,080円
		D3	21,001円以上51,000円以下の額	16,200円	1,620円
		D4	51,001円以上87,000円以下の額	22,400円	2,240円
		D5	87,001円以上171,300円以下の額	34,800円	3,480円
		D6	171,301円以上252,100円以下の額	49,400円	4,940円
		D7	252,101円以上342,100円以下の額	65,000円	6,500円
		D8	342,101円以上450,100円以下の額	82,400円	8,240円
		D9	450,101円以上579,000円以下の額	102,000円	10,200円
		D10	579,001円以上700,900円以下の額	123,400円	12,340円
		D11	700,901円以上849,000円以下の額	147,000円	14,700円
		D12	849,001円以上1,041,000円以下の額	172,500円	17,250円
		D13	1,041,001円以上1,222,500円以下の額	199,900円	19,990円
		D14	1,222,501円以上1,423,500円以下の額	229,400円	22,940円
		D15	1,423,501円以上の額	全額	左の徴収基準額の10% ただしその額が26,300円に満たない場合は、26,300円